

空家等の対応状況

—令和6年10月18日現在—

※()内は令和6年7月22日現在

対応状況	受付件数 1275棟(1248棟)	
	対応済 978棟(967棟) <small>内訳: 居住者有 193棟(191棟)、更地 332棟(326棟)、区の指導内容等に対し、所有者等が履行したもの 453棟(450棟)</small>	対応中 297棟(281棟)



空家対策内訳 (受付棟数)	現場確認済		登記情報調査		固定資産税情報照会		法12条通知送付		立入調査法9条2項		助言・指導	
	1266棟 (1243棟)		1176棟 (1162棟)		980棟 (979棟)		784棟 (762棟)		140棟 (140棟)		法14条1項	法22条1項
	81棟 (81棟)											
	—											
	勧告		命令事前通知		命令		戒告 行政代執行法3条1項		代執行令書 行政代執行法3条2項		行政代執行 行政代執行法2条	
1275棟	法14条2項	法22条2項	法14条4項	法22条4項	法14条3項	法22条3項	法14条9項	法22条9項	法14条9項	法22条9項	法14条9項	法22条9項
42棟 (42棟)	4棟 (4棟)	14棟 (14棟)	—	8棟 (8棟)	—	2棟 (2棟)	—	2棟 (2棟)	—	1棟 (1棟)	—	

- 更地
所有者等が建物を解体して更地になった棟数
- 区の指導内容
樹木や植物の伐採、枝の剪定、建物の修繕、門扉等の施錠及び害虫の駆除等
- 対応中
以下(1)～(3)の合計である。
 (1)所有者等調査中である棟数
 (2)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行った結果、建物を適切に管理し始めたが、経過観察中である棟数
 (3)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行ったが、区の指導等に従わず、改善しない棟数
- 登記情報調査
所有者確認のため土地・建物の登記簿を取寄せた棟数
- 固定資産税情報照会
納税義務者等を都税事務所に照会した棟数
- 法12条通知送付
空家等の所有者に、文書で管理状況等を問い合わせた棟数
- 「法」とは空家等対策の推進に関する特別措置法